

東京大学民間等共同研究取扱規則実施細則

平成9年12月16日

評議会可決

沿革

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学民間等共同研究取扱規則(以下「規則」という。)第16条の規定に基づき、民間機関等との共同研究の実施に関し必要な事項を定める。

(申込み手続)

第2条 規則第3条の共同研究の申込みは、原則として産学協創推進本部長が別に定める様式を使用するものとする。ただし、部局は産学協創推進本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込みに係る案件が公募型研究である場合には、当該研究を公募した者が発行する採択通知書その他これに準ずる書類の写しをもって、前項の様式に代えることができる。

3 部局において共同研究の申込みを受けた場合には、共同研究申込書に必要書類を添付し、部局長に提出するものとする。

(契約の手続)

第3条 規則第5条の契約は、原則として産学協創推進本部長が別に定める様式を使用するものとする。

2 民間機関等からの要求により前項の様式により難しいときは、部局は産学協創推進本部と協議の上、様式を変更することができるものとする。

(設備等の管理)

第4条 規則第9条第3項に基づき共同研究のため民間機関等から提供された設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

附 則

この規則は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

沿革

東京大学民間等共同研究取扱規則

体系情報

□第4編 研究・交流

▽第2章 受託研究等

沿革情報

◆平成09年12月16日 評議会可決

◇平成22年12月16日

◇平成28年03月23日

◇平成31年04月26日

◇令和02年03月26日

◇令和08年09月17日